主　　文

被告人を拘禁刑１年６月に処する。

この裁判が確定した日から４年間その刑の執行を猶予する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、特定少年であるが、令和８年５月１３日、東京都内、神奈川県内又はその周辺において、Ａがその雇い入れた者に犯罪の実行役の業務をさせることを知りながら、Ｂを同業務に就かせる目的で、アプリケーションソフト「テレグラム」を用いて、ＡとＢの入ったグループトークルームを作成して、ＡとＢとの連絡を仲介するなどし、ＢをＡに紹介し、もって公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行った。

（法令の適用）

１	罰条	職業安定法６３条２号
２	刑種の選択	拘禁刑を選択
３	刑の執行猶予	刑法２５条１項
４	訴訟費用の不負担	刑事訴訟法１８１条１項ただし書

（量刑の理由）

被告人は、闇バイトに関与していると聞いていた少年Ａから、「大金を稼げる金塊を取り戻しに行く仕事」として本件の紹介を受けたのであるから、それが実行されれば、強盗等の重大な犯罪が起きる可能性があることまで十分認識すべきであった。にもかかわらず、被告人自らも紹介料等の見返りをもらえるとの期待もあって、金銭に困窮していた少年Ｂにその仕事を紹介し、Ａとの仲介をしたものである。財産犯を犯したことにより令和７年４月に家庭裁判所で保護観察処分を受けていたことも考えると、事の重大性をわきまえず安易に犯行に及んだことは厳しい非難に値し、規範意識に相当問題があったといわざるを得ない。

以上の犯情によれば、被告人の刑事責任は相応に重いものの、執行猶予とすることが許容されないほど悪質な事案とはいえない。被告人が事実を認めて反省の弁を述べていること、父母が監督を誓約していることなどの事情も考慮すると、主文の刑に処してその責任を明確にした上で、執行猶予期間をやや長めに定めて、その刑の執行を猶予するのが相当である。

（求刑：拘禁刑１年６月、弁護人の科刑意見：刑の執行猶予）

令和８年１１月１９日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長裁判官　　髙　　島　　由　美　子

裁判官　　石　　崎　　悠　　貴

裁判官　　祝　　井　　孝　　太